

実験動物飼育管理業務委託契約書（案）

公立大学法人九州歯科大学（以下「甲」という）と（以下「乙」という）との間に
実験動物飼育管理業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、動物実験施設における実験動物飼育管理業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（業務内容）

第2条 乙は、別添仕様書により、委託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委託業務を遂行しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 第1条の委託業務に対する委託料は、円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、公立大学法人九州歯科大学契約事務取扱規則第36条ただし書きにより減免できるほか、これを徴する。

（承認事項）

第6条 乙は、毎月の業務実施計画書を提出するものとし、予め甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、業務に係る作業責任者を定め甲に通知するものとする。

（従事者の配置等）

第7条 乙は、実験動物飼育管理業務に支障のないよう適格な従事者を配置するものとする。

2 甲は、従事者のうち不適格者があると認めるときは、その旨を乙に通知して従事者の交代を申し出ることができる。この場合、乙は実情調査の上、甲の申出が正当と認めたときは、速やかに従事者の交代を行うものとする。

（作業報告）

第8条 乙は、作業終了後、作業報告書を提出し甲の確認を受けるものとし、作業に不十分な点があるときは、甲の指示に従い完全な業務を行うものとする。

（委託料の支払）

第9条 甲は、第4条に規定する委託料を月割により毎月支払うものとする。

2 乙は、毎月の業務完了の確認を受けた後、甲の指定する方法により請求するものとする。

3 甲は、乙から委託料の請求があったときは、その請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（調査等）

第10条 甲は、乙の委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監督するとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

（催告解除）

第11条 甲は、乙がこの契約に定める事項に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

2 乙は、甲がこの契約に定める事項に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

3 甲又は乙は、第1項又は前項の規定によりこの契約を解除した場合においては、それにより受けた損害

の賠償を相手方に請求することができる。ただし、第1項又は前項の規定による解除がこの契約及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(無催告解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、租税滞納処分の申立てを受け、又は破産、民事再生、会社更生の申立てを受け、若しくは自ら申し立てるなど、乙の資産、信用又は事業に重大な変更があり、この契約を継続し難いと甲が認めたとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前項(第2号を除く。)の規定による解除がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定によりこの契約を解除したことによって甲に損害が生じた場合において、その損害額が第2項の規定による違約金の金額を超えるときは、甲は、乙に対し当該超える金額について損害賠償の請求をすることができる。

(暴力団排除)

第13条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 乙は、前項各号に該当する者を再委託業者としてはならない。

3 乙が第1項各号に該当する者を再委託業者としていた場合は、甲は乙に対して、当該委託契約等(全ての委託契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。)の解除(乙が当該委託契約等の当事者でない場合は、乙が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。)を求めることができる。

4 再委託契約等が解除されたことにより生じる再委託契約等の当事者の損害その他前項の規定により甲が乙に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、乙が一切の責任を負うものとする。

- 5 甲は、第3項の規定により解除等を求めた場合において、乙が正当な理由がなく甲からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 6 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 7 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 8 第6項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。
(損害賠償)
- 第14条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 甲は、乙が委託業務に関し、第三者に損害を与えたときは、その責めを負わないものとする。
(秘密の保持)
- 第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 個人情報の取り扱いに関しては、別記「保有個人情報取扱特記事項」によるものとする。
(危険負担)
- 第16条 この委託業務の実施に関し、乙の作業員が損害を受けたときは、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰する場合は、この限りでない。
(作業員に対する責任)
- 第17条 乙は、この委託業務に従事する作業員に関する労働法関係法令上の一切に責任を負うものとする。
(業務内容の変更等)
- 第18条 甲は、必要のある場合には、業務内容を変更し、又一部を中止することができる。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
(再委託の禁止)
- 第19条 乙は、業務の全部又は一部の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。但し書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
(権利義務譲渡の禁止)
- 第20条 乙は、この契約により生じた権利義務を第三者に譲渡してはならない。
(協議事項)
- 第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住 所	北九州市小倉北区真鶴2丁目6番1号
	氏 名	公立大学法人九州歯科大学 理事長 栗 野 秀 慈

乙	住 所	
	氏 名	

(基本的事項)

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

(作業場所等の特定)

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。[j1.1]

(持出しの禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製等の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取

り防止措置

- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置
（従事者への研修）

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

（再委託の禁止）

第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 乙は、第1項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

（調査）

第15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

（指示及び報告）

第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

（取扱記録の作成）

第17 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

（運搬）

第18 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。[j3.1]

（契約解除及び損害賠償）

第19 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。